

# JAリフォームローン

(平成28年4月1日現在)

	JAリフォームローン	JAリフォームローン (ジャックス保証)
お使用みち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金および住宅関連設備資金</li> <li>●現在、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換資金</li> </ul>	
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お借入時の年齢が満20歳以上満66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方</li> <li>●原則として、前年度税込年収が200万円以上ある方</li> <li>●原則として、勤続(または営業)年数が3年以上の方</li> <li>●団体信用生命共済に加入できる方</li> <li>●当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方</li> <li>●その他当JAが定める条件を満たしている方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お借入時の年齢が満20歳以上満66歳未満であり、最終償還時の年齢が満76歳未満の方</li> <li>●安定・継続した収入のある方</li> <li>●団体信用生命共済に加入できる方</li> <li>●過去に不渡り、延滞等の事故がない方</li> <li>●株式会社ジャックスの保証が受けられる方</li> <li>●その他当JAが定める条件を満たしている方</li> </ul>
お借入れ額	●10万円以上1,000万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。	●10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ※ただし、農業従事者を除く自営業者の方は、1,000万円以内とします。
お借入れ期間	●1年以上15年以内とします。 (1ヶ月単位)	●6ヶ月以上20年以内とします。 (1ヶ月単位)
お借入れ利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご融資当初に次の金利タイプを選択いただき、当JA所定の利率を適用いたします。</li> <li>★「変動金利型」……お借入れ後の利率は、「住宅ローンプライムレート」を基準として年2回見直します。</li> <li>★「固定金利型(全期間)」……お借入れ後の利率は、最終償還時まで一定で変更ありません。</li> </ul>	
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「元利均等返済」をご利用いただけます。</li> <li>●「毎月返済」または「毎月返済と特定月増額返済(ボーナス返済)の併用」からお選びいただけます。</li> </ul>	
担保	●不要です。	
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAが指定する保証機関の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</li> <li>●保証機関をご利用いただくにあたっては、保証料を保証機関にお支払いいただきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●株式会社ジャックスの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</li> <li>●株式会社ジャックスの保証をご利用いただくにあたっては、保証料を株式会社ジャックスにお支払いいただきます。</li> </ul>
団体信用 生命共済	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として、加入者が万一死亡された場合に共済金によりローンが返済される「団体信用生命共済」にご加入いただけます。</li> <li>※共済掛金は当JAが負担します。</li> </ul>	
お申込時の 必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>①運転免許証</li> <li>②健康保険証</li> <li>③住民票謄本 ※書類不要の場合もございます。</li> <li>④住民税決定通知書、所得証明書または源泉徴収票(自営業者は納税証明書または確定申告書)</li> <li>⑤見積書、工事請負契約書等</li> <li>⑥実印・印鑑証明書</li> <li>⑦不動産登記簿謄本(土地・建物)</li> <li>⑧その他JAが必要とする書類</li> </ol>	

- ◆ 審査の結果ご希望にそいかなる場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ◆ くわしくはJA窓口にご用意してあります「商品概要説明書」をご覧ください。
- ◆ お問い合わせ、ご相談はお気軽にJA窓口までお尋ねください。